

# 浄化槽設置事業費補助金制度



## ○対象者

居住するための既設建物に使用している単独処理浄化槽又はくみ取便槽から環境配慮性能基準を満たす50人槽以下の高度処理型浄化槽へ設置替えする人

※ただし、次のうち**1つでも該当する人は対象となりません。**

- ・新設（新築、増築等）により浄化槽を設置する人
  - ・既存の合併処理浄化槽を新しい合併処理浄化槽へ設置替えする人
  - ・浄化槽設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する人
  - ・住宅又は併用住宅を有償で借りていて浄化槽を設置する人
  - ・交付決定前に工事着手している人
  - ・**令和9年2月26日**までに工事が完了しない（実績報告書が提出できない）人
  - ・完成検査に立ち会わない人
  - ・市税を滞納している人
  - ・水道料金や下水道使用料等を滞納している人又は下水道等が未接続の人
- ※下水道等は申請者の申請要件による

## ○補助対象地域

原則、浜松市公共下水道事業計画区域以外の地域及び農業集落排水処理区域以外の地域

## ○補助金限度額（令和8年度）

人槽区分	補助額		補助額合計 (①+②)
	①浄化槽本体工事費	②宅内配管工事費	
5人槽	332,000円	330,000円	662,000円
7人槽	414,000円	330,000円	744,000円
10～50人槽	548,000円	330,000円	878,000円

※ 工事費が①と②それぞれの補助額に満たない場合、それぞれの工事費ごとに1,000円未満を切り捨てた額を合計した額が補助額となります。

※ 人槽算定は建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）によるものとします。

※ 環境配慮性能基準は、国が定めた消費電力基準の要件を満たす環境配慮型浄化槽に基づくものとします。

## ○お問合せ（浄化槽を設置する区の担当課）

中央区	まちづくり推進課	TEL 053-457-2778
中央区	東行政センター（まちづくり推進担当）	TEL 053-424-0164
中央区	西行政センター（まちづくり推進担当）	TEL 053-597-1117
中央区	南行政センター（まちづくり推進担当）	TEL 053-425-1382
浜名区	北行政センター（まちづくり推進担当）	TEL 053-523-3120
浜名区	まちづくり推進課	TEL 053-585-1151
天竜区	まちづくり推進課	TEL 053-922-0027
	上下水道部お客さまサービス課	TEL 053-474-7915

○申請手続きの詳細は各区役所の担当課または各区行政センターのまちづくり推進担当へお問合せください。

市の事務  
処理期間  
(休日を除く)

見積依頼

まずは工事費用の見積をとりましょう。敷地の状況等により工事費用は異なります。  
※複数の工事業者から見積をとるようにしましょう。

10日間

設置届

浄化槽を設置することが決まったら、浄化槽設置届出書を提出してください。

7日間

交付申請

『浜松市浄化槽設置事業費補助金交付申請書(第1号様式)』に以下の書類を添えて提出してください。

※必ず工事着手前に申請してください。(市の事務処理期間がございます。)

- ①審査機関を通過した浄化槽設置届出書の写し
- ②し尿浄化槽の概要書の写し
- ③浄化槽等の設置場所の案内図(住宅地図)
- ④『浄化槽等設置工事費見積書(第2号様式)』の写し
- ⑤『宅内配管工事費見積書(第3号様式)』の写し
- ⑥建物の平面図、浄化槽等配置図及び屋内外排水設備図(宅内配管の詳細が確認できるもの及び管さよの勾配が確認できるもの)
- ⑦10人槽以下の浄化槽の場合は浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- ⑧浄化槽施工技术特別講習会修了証書の写し又は浄化槽設備士証の写し
- ⑨工場生産浄化槽認定シート又は型式適合認定書、仕様書及び図面
- ⑩7条検査について、指定検査機関に受検手続の依頼を行ったことを証する書類の写し
- ⑪道路及び河川占有許可が必要な場合は、その許可証の写し
- ⑫自己所有地以外を使用し排水する場合は、当該土地所有者の承諾書の写し
- ⑬浄化槽等の設置場所が浜松市公共下水道事業計画区域内にある場合においては、水道事業及び下水道事業管理者が発行する証明書
- ⑭『浜松市浄化槽設置事業費補助金に関する誓約書・同意書(第4号様式)』
- ⑮設置場所建物の登記事項証明書(所有者事項が記載されているもの)  
※申請者自ら居住する住宅又は申請者自ら居住する併用住宅を除く  
※未登記の場合…固定資産課税台帳登録証明書又は未登記家屋の名義変更の届書の写し
- ⑯その他市長が必要と認める書類

交付決定

審査完了後、『浜松市浄化槽設置事業費補助金交付決定通知書(第5号様式)』を発行します。  
※補助金の交付決定前に工事着手しないよう注意してください。

設置工事

工事は令和9年2月26日までに完了してください。

14日間

実績報告

工事完了後1ヶ月以内または令和9年2月26日のいずれか早い日までに『浜松市浄化槽設置事業費補助金実績報告書(第11号様式)』に以下の書類を添えて提出してください。

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②11条検査について、指定検査機関に受検手続の依頼を行ったことを証する書類の写し
- ③『維持・管理に関する誓約書(第14号様式)』
- ④浄化槽等設置工事の工程写真
- ⑤浄化槽工事業者との間で取り交わした『覚書(第15号様式)』の写し
- ⑥『浄化槽設置確認表(第16号様式)』
- ⑦浄化槽設置工事費の領収書の写し
- ⑧完成した浄化槽等配置図及び屋内外排水設備図(申請時と変更があった場合に限る。)
- ⑨その他市長が必要と認める書類

完成検査

申請者、浄化槽設備士、市担当者が立ち会って検査を行います。

約1ヶ月

交付

『浜松市浄化槽設置事業費補助金交付額確定通知書』を受け取ったら「浜松市浄化槽設置事業費補助金交付請求書(第13号様式)」を提出してください。  
請求後、約1ヶ月で補助金が交付されます。

○使用開始後の浄化槽の維持管理(浄化槽の保守点検・清掃・水質検査)は法律で義務付けられています。これらが実施されていない場合には、交付した補助金の返還を命令する場合があります。